

箕面市居住環境保全地区建築条例（素案）

〇〇年〇月〇日
条例第〇〇〇号

（目的）

第一条 この条例は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第四十九条第一項の規定に基づき、居住環境保全地区（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により告示された北部大阪都市計画特別用途地区において定める居住環境保全地区をいう。以下同じ。）内における建築物に関する制限を定めることにより、住宅都市としての安全で快適な居住環境の保護に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例における用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の定めるところによる。

（適用地域）

第三条 この条例は、居住環境保全地区の区域内に適用する。

（建築の制限）

第四条 居住環境保全地区の区域内においては、法第四十八条第一項から五項までに定めるものを除くほか、住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第二条第五項の届出住宅（以下「届出住宅」という。）は建築してはならない。ただし、次の各号に定める場合においては、この限りでない。

- 一 都市計画法第八条一項に定める第一種住居地域において、届出住宅の用に供する部分の床面積の合計が三千平方メートル以下の場合
- 二 市長が良好な居住環境の保護を害しないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合

（罰則）

第五条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主
 - 二 法第八十七条第二項において準用する第四条の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者
- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し、相当の注意及び監督が尽されたことの証明があったときは、その法人又は人については、この限りでない。

（委任）

第六条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。